

ISSUE BRIEF

主な日本国憲法改正試案及び提言

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 474 (MAR.18.2005)

概説

- 1 収録対象について
- 2 各憲法改正試案及び提言の特徴及び出典について

各憲法改正試案及び提言の比較対照表

政治議会課憲法室

もろはし くにひこ
(諸橋 邦彦)

調査と情報

第474号

概説

1 収録対象について

本稿は、平成 13(2001)年 1 月から平成 17(2005)年 2 月までに公表された日本国憲法の改正に関する試案及び提言について、「前文」、「国民主権・天皇」、「安全保障・国際貢献」、「国民の権利義務」、「立法・行政」、「司法」、「財政」、「地方自治」、「改正手続」及び「最高法規その他」の 10 の分野ごとに、それぞれの案の論点を整理し、表にまとめたものである。

なお、収録対象とした試案及び提言は、憲法全体を対象とし、かつ分野ごとに検討を行っているもの 15 件に限っている。また、同一又は同系統の個人又は団体が、平成 13(2001)年以降に複数の試案又は提言を公表している場合は、そのなかから最新にして最も詳細である試案又は提言を採用した。

2 各憲法改正試案及び提言の特徴及び出典について

憲法改正に関する試案及び提言を発表している主体は多岐にわたっているが、それらを(1)政党、(2)政治家個人、(3)民間団体の 3 種に分類して、それぞれの特徴及び出典を紹介する。なお、(2)、(3)の紹介順については、個人名又は団体名ごとに、あいうえお順とした。出典については、後掲の一覧表を参照。

(1) 政党

自由民主党 政務調査会 憲法調査会 憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」

平成 16(2004)年 6 月に、自由民主党政務調査会憲法調査会憲法改正プロジェクトチームが公表したものである。同党は平成 17(2005)年 11 月までに新憲法草案を作成するとしているが、プロジェクトチームはその準備のために、平成 15(2003)年 12 月から平成 16(2004)年 6 月まで各章又は各条文それぞれについて行った審議及び検討を踏まえ、この論点整理を作成した。なお、この「論点整理」は、プロジェクトチームの議論における共通認識を確認した上で、各議員の意見並びに今後の議論を併記する形態となっている。

なお、『読売新聞』平成 16(2004)年 11 月 17 日等において、自由民主党憲法改正大綱原案に関する報道が行われたが、同党憲法調査会において正式に了承された案ではないため、本稿では検討の対象とはしなかった。

民主党 憲法調査会「創憲に向けて、憲法提言中間報告」

平成 16(2004)年 6 月に、民主党憲法調査会が作成した中間報告。同調査会による報告書の公表は、平成 14(2002)年 7 月以来、約 2 年ぶりのものとなる。同党は平成 17(2005)年 3 月以降に「憲法提言」をまとめる予定としている。民主党憲法調査会の 5 つの小委員会が、それぞれの分野において憲法に関する各論点に検討を加え、その上で必要な改正点及び新たな規定を提示する形態となっている。

公明党 憲法調査会「論点整理」

平成 16(2004)年 6 月に、公明党憲法調査会が公表した、憲法をめぐる論点整理。

今後の憲法論議の参考として、同調査会において示された意見を集約・整理したものととなっている。

(2) 政治家個人

愛知和男「平成憲法・愛知私案（第四次改訂）」

愛知和男元衆議院議員による憲法改正私案で、平成 8（1996）年 5 月に公表されたものの第 4 次改訂版。平成 16（2004）年 4 月に公表された。前文と 14 章 125 条で構成。第 1 章天皇、第 2 章国旗・国歌、第 3 章安全保障、第 4 章国民の権利・責務、第 5 章統治権、第 6 章国会、第 7 章内閣、第 8 章裁判所、第 9 章憲法裁判所、第 10 章財政、第 11 章地方自治、第 12 章改正、第 13 章最高法規、第 14 章補則、となっている。

鳩山由紀夫「憲法改正試案」

鳩山由紀夫衆議院議員による憲法改正案。この改正案の一部については、平成 16（2004）年中に、『文藝春秋』、『現代』、『Voice』の各誌で、すでに公表されている（その後、加筆修正、再構成が行われた）。前文と 16 章 137 条で構成。第 1 章総則、第 2 章天皇、第 3 章国民の権利及び義務、第 4 章平和主義及び国際協調、第 5 章安全保障、第 6 章市、圏及び国、第 7 章市及び圏の組織、第 8 章政党、第 9 章国会、第 10 章内閣、第 11 章国民投票、第 12 章憲法裁判所、第 13 章司法、第 14 章財政、第 15 章改正、第 16 章補則、となっている。

山崎拓「新憲法試案」

山崎拓衆議院議員（当時）による憲法改正試案。現行憲法の論点を整理した上で、新たな条文を提案する形式をとっている。ただし、新憲法の構成としては、第 1 章を「国民と天皇」としているのみで、他の分野については、第何章とするかを確定していない。

(3) 民間団体

新しい日本をつくる国民会議（21 世紀臨調）国の基本法制検討会議「中間報告」

経済界、労働界、学識者、ジャーナリストなど各界有識者で構成する「新しい日本をつくる国民会議」（21 世紀臨調）内に設置された「国の基本法制検討会議」が、平成 11（1999）年の秋以来 2 年半の討議を経て公表した、憲法及び基本法制に関する中間報告。

「国の基本法制検討会議」内には、「外交・安全保障・危機管理」、「国の統治機構」及び「国民の権利と義務」の 3 部会が設置され、部会ごとに中間報告を公表している。

「中間報告」の構成は、「外交・安全保障・危機管理」部会による第 1 回中間報告（平成 14（2002）年 2 月公表）、「国の統治機構」部会による第 2 回中間報告（同年 2 月公表）及び「国民の権利と義務」部会による第 3 回中間報告（同年 3 月公表）となっている。分野ごとに現行憲法の下での課題又は問題点等を整理した上で、各種提言を記載する形となっている。

経済同友会憲法問題調査会「憲法問題調査会意見書 自立した個人、自立した国たるために」

経済同友会憲法問題調査会が平成 15（2003）年 4 月に公表した意見書。日本国憲法の改正が必要であるという立場を確認した上で、特に重要と考える論点について、同調査会での議論をもとにまとめている。

世界平和研究所「憲法改正試案」

中曽根康弘元首相が会長をつとめる世界平和研究所が、平成 17 (2005 年) 1 月に公表した憲法改正試案。前文と 11 章 116 条で構成。第 1 章国民主権、第 2 章天皇、第 3 章安全保障及び国際協力、第 4 章国民の権利及び義務、第 5 章国会、第 6 章内閣総理大臣、第 7 章裁判所、第 8 章財政、第 9 章地方自治、第 10 章改正、第 11 章最高法規、となっている。

「21 世紀の日本と憲法」有識者懇談会 (民間憲法臨調)「民間憲法臨調報告書」

平成 13 (2001) 年 11 月 3 日に設立された「21 世紀の日本と憲法」有識者懇談会 (民間憲法臨調) が、平成 14 (2002) 年 11 月 3 日に公表した報告書。

民間憲法臨調は、3 部会 (「新しい国家社会の原理」部会、「日本の安全保障と国際協力」部会、「日本の政治システム」部会) 及び合同部会を設置し、報告書公表まで 1 年にわたって憲法改正に関する検討を行っており、報告書には憲法改正を要する各点についての提言が盛り込まれている。

日本会議 新憲法研究会「新憲法の大綱」

国民運動団体である日本会議の新憲法研究会による新憲法の提言で、平成 13 (2001) 年 4 月に公表。また、日本会議の前身の「日本を守る国民会議」が平成 5 (1993) 年 5 月に公表した「新憲法の大綱」の改訂版でもある。提言書の形式をとっており、各分野について具体的に規定すべき条文まで踏み込んで検討・提案している。

日本経済団体連合会「わが国の基本問題を考える ~ これからの日本を展望して ~」

平成 17 (2005) 年 1 月に、日本経済団体連合会がとりまとめた、わが国の基本政策に関する意見書。この資料は 6 章立ての構成となっていて、憲法について直接言及しているのは「第 1 章 憲法について」であるが、その他の章でも、たとえば安全保障、統治、財政などについて憲法と関連して検討を加えている。

日本・東京商工会議所 憲法問題に関する懇談会「憲法改正についての意見 = 中間とりまとめ =」

平成 16 (2004) 年 12 月に、日本・東京商工会議所 憲法問題に関する懇談会がとりまとめた、憲法改正に関する中間報告。ほぼ全分野にわたって、現行憲法の論点を整理し、提案をおこなっている。

P H P 総合研究所「二十一世紀日本国憲法私案」

平成 13 (2001) 年 1 月に発足した P H P 総合研究所「二十一世紀日本国憲法私案」プロジェクトチームによる憲法私案で、平成 16 (2004) 年 11 月に公表された。前文と 10 章 109 条で構成。第 1 章国民主権、第 2 章国民の権利および義務、第 3 章天皇、第 4 章国会、第 5 章内閣総理大臣および内閣、第 6 章安全保障、第 7 章国の財政、第 8 章地域主権、第 9 章裁判所、第 10 章改正手続、となっている。

読売新聞社「憲法改正 2004 年試案」

読売新聞社が平成 6 (1994) 年に初めて公表した試案の第 3 次改訂版。第 2 次改訂以来 4 年ぶりの改訂で、平成 16 (2004) 年 5 月 3 日に、同紙の紙面上で公表された。前文と 11 章 116 条で構成。第 1 章国民主権、第 2 章天皇、第 3 章安全保障、第 4 章国際協力、第 5 章国民の権利及び義務、第 6 章国会、第 7 章内閣、第 8 章司法、第 9 章財政、第 10 章地方自治、第 11 章改正、となっている。

各憲法改正試案及び提言の出典一覧表

	改正試案及び提言名	公表年月	出典文献又はホームページ
政党	自由民主党憲法調査会憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」	平成 16 (2004)年 6 月	自由民主党ホームページ < http://www.jimin.jp/ >
	民主党憲法調査会「創憲に向けて、憲法提言中間報告」	平成 16 (2004)年 6 月	民主党ホームページ < http://www.dpj.or.jp/ >
	公明党憲法調査会「論点整理」	平成 16 (2004)年 6 月	公明党ホームページ < http://www.komei.or.jp/ >, 又は、『公明新聞』2004.6.17-19.
政治家 個人	愛知和男「平成憲法・愛知私案 (第四次改訂)」	平成 16 (2004)年 4 月	愛知和男氏ホームページ < http://www.aichi-kazuo.net/ >, 又は、『DECIDE』22 巻 2 号, 2004.5
	鳩山由紀夫「憲法改正試案」	平成 17 (2005)年 2 月	鳩山由紀夫『新憲法試案 尊厳ある日本をつくる』PHP 研究所, 2005.
	山崎拓「新憲法試案」	平成 13 (2001)年 5 月	山崎拓『憲法改正 山崎拓 道義国家を目指して』生産性出版, 2001.
民間 団体	新しい日本をつくる国民会議(21世紀臨調) 国の基本法制検討会議「中間報告」	平成 14 (2002)年 2-3 月	財団法人社会経済生産性本部ホームページ < http://www.jpc-sed.or.jp/ >
	経済同友会憲法問題調査会「憲法問題調査会意見書 自立した個人、自立した国たるために」	平成 15 (2003)年 4 月	経済同友会ホームページ < http://www.doyukai.or.jp/ >
	世界平和研究所「憲法改正試案」	平成 17 (2005)年 1 月	『憲法改正試案』世界平和研究所, 2005, 又は、『読売新聞』2005.1.21.
	「21 世紀の日本と憲法」有識者懇談会(民間憲法臨調)「民間憲法臨調報告書」	平成 14 (2002)年 11 月	「21 世紀の日本と憲法」(民間憲法臨調)ホームページ < http://www.k3.dion.ne.jp/~keporin/ >
	日本会議 新憲法研究会「新憲法の大綱」	平成 13 (2001)年 4 月	大原康男ほか『新憲法のすすめ - 日本再生のために』明成社, 2001.
	日本経済団体連合会「わが国の基本問題を考える～これからの日本を展望して～」	平成 17 (2005)年 1 月	日本経済団体連合会ホームページ < http://www.keidanren.or.jp/ >
	日本・東京商工会議所 憲法問題に関する懇談会「憲法改正についての意見 = 中間とりまとめ =」	平成 16 (2004)年 12 月	日本商工会議所ホームページ < http://www.jcci.or.jp/ >
	PHP 総合研究所「二十一世紀日本国憲法私案」	平成 16 (2004)年 11 月	江口克彦ほか編『二十一世紀日本国憲法私案』PHP 研究所, 2004.
	読売新聞社「憲法改正 2004 年試案」	平成 16 (2005)年 5 月	『読売新聞』2004.5.3, 又は、読売新聞社編『憲法改正読売試案 2004 年』中央公論新社, 2004.

各憲法改正試案及び提言の比較対照表

6頁以下の表では、でその概要を紹介した各個人又は各団体の試案又は提言から、冒頭に述べた10の分野についてその主要な論点を摘出し、以下のように整理している。ただし、【維持】【追加】等の区分は、整理の都合上付したものであり、法改正のために用いられる正式な法令用語ではない。

【維持】: 現行憲法の条文又は原則等について、その維持を明示しているもの。

【追加】: 現行憲法に無い新たな規定又は原則等について、それを新たに加えることを明示しているもの。

【変更】: 現行憲法の条文又は原則等について、それを改め又は削除することを明示しているもの。

【検討】: その取扱について、今後の検討又は議論を要すべきもの。また、団体については、団体全体の意見とはなっていないもの（たとえば政党の提言に掲載された議員個人の意見等）もここに含める。

(1) 政党

	自由民主党政務調査会憲法調査会憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」	民主党憲法調査会「創意に向けて、憲法提言中間報告」	公明党憲法調査会「論点整理」
前文	<p>【変更】 前文は、全面的に書き換える</p> <p>【検討】 憲法3原則の維持、「品格ある国家」の記述、我が国の歴史、伝統、文化及び国柄の記述、環境権及び循環型社会の記述</p>		<p>【検討】 憲法3原則の明確化、国際貢献の明文化、日本固有の歴史・伝統文化の明示</p>
国民主権 天皇	<p>【維持】 象徴天皇制</p> <p>【検討】 現行憲法第7条第4号の改正、天皇の「公的行為」規定(天皇の祭祀など)、天皇を元首と規定、女性天皇の容認</p>		<p>【維持】 象徴天皇制</p> <p>【検討】 天皇を元首と呼ぶか(国政に関する権能を与えるなど強いものにしなない方がいいという意見が強い)、象徴天皇制と国民主権をよりクリアにするか、女性天皇の容認</p>
安全保障 国際貢献	<p>【変更】 「自衛のための戦力」を保持</p> <p>【検討】 平和主義原則の堅持、個別的及び集団的自衛権、首相の戦力最高指揮権、文民統制、非常事態規定、国際協力(国際貢献)規定、集団的・地域的安全保障規定、食糧・エネルギーの安全保障規定</p>	<p>【維持】 現行憲法の「平和主義」</p> <p>【追加】 国連の集団安全保障活動への関与、国連憲章上の「制約された自衛権」、「武力の行使」の最大限抑制</p>	<p>【検討】 現行憲法第9条(堅持すべきとの党の姿勢を覆すに至らず)、集団的自衛権(反対の意見が大勢)、個別的自衛権行使の明確化、自衛隊の存在を認める記述をするか、集団安全保障への参加、国際貢献の明確化、緊急事態規定、国際機関への主権移譲</p>
国民の 権利義務	<p>【追加】 新たな権利・義務規定</p> <p>【検討】 環境権、環境保全義務、情報開示請求権、プライバシー権、生命倫理規定、知的財産権、犯罪被害者の権利、国民の公共的義務、家族規定、国民の非常事態時の協力義務、わが国の伝統と歴史に基づく政教分離規定の見直し、「公共の福祉」を「公共の利益」に改める、家族と結婚における両性平等の見直し、環境保全と私権との調整</p>	<p>【追加】 プライバシー権、名誉権、知る権利、環境権、若しくは国の環境保全義務、自己決定権、「人権委員会」の設置、オンブズマン制度、人権カタログの再整備、私人間権利関係への差別禁止規定適用、政府のボランティア基盤整備義務、政府の職業能力開発義務、外国人の権利、外国人地方参政権、知的財産権、子どもの権利主体化、目的効果基準を憲法上に位置付け、少数者の信教の自由の保障</p> <p>【変更】 政教分離規定を厳格なものに改める、「正当な補償」の基準を改める</p> <p>【検討】 放送メディアに対する規制のあり方、宗教的人格権</p>	<p>【検討】 加憲の考えに基づいた新しい人権の明示、環境権、自己情報コントロール権、知る権利、国の環境保護責任、国の情報開示責任、生命倫理規定、教育の権利・義務、裁判を受ける権利の強化、犯罪被害者の権利</p>

	自由民主党	民主党	公明党
立法行政	<p>【変更】 政治主導の政策決定システムの強化及び合理化、 二院制に対する改編（両院の権限、選挙制度）</p> <p>【検討】 議事定足数規定の削除、 閣僚の国会出席義務緩和、 法案提出権を国会議員に限定、 閣議における首相の指導性強化、 首相の衆議院解散権、 国会の予算修正権、 首相公選制、 国会議員のみ大臣就任資格</p>	<p>【追加】 中央政府の役割の限定列記、 首相主導の議員内閣制度の確立、 政党規定、 選挙制度の明記、 第三者機関の位置付け</p> <p>【変更】 首相に「執行権」帰属</p> <p>【検討】 二院制の見直し、 参議院議員の大臣就任禁止、 衆参の役割分担(衆議院の予算審議重視、参議院の決算審議重視)、 国民投票制度の拡充</p>	<p>【検討】 二院制(堅持でほぼ一致)、 衆参の役割分担(衆議院の予算審査重視、参議院の決算審査重視)、 基本法の参議院先議、 人事案件の参議院優越規定、 参議院の首相指名権等を廃止、 法律案再議要件の緩和、 国政調査権を議員の権能に改める、 内閣の機能強化、 首相公選制(支持は少数)</p>
司法	<p>【変更】 違憲立法審査の見直し、 裁判官の身分保障の見直し、 裁判の迅速化</p> <p>【検討】 最高裁判官の国民審査規定の削除、 裁判官の任期・減額禁止規定の見直し、 憲法裁判所の設置、 行政裁判所の設置、 軍事裁判所の設置</p>	<p>【検討】 国際人権法の尊重、 裁判所に憲法審査部門の設置、 若しくは固有の憲法審査部門の新設</p>	<p>【検討】 最高裁の司法消極主義を改善、 憲法裁判所の設置(必要ないとの指摘あり)</p>
財政	<p>【検討】 公金による私学助成、 決算に関する国会の権能、 健全財政義務規定、 複数年度予算規定、 後年度負担の情報開示</p>	<p>【追加】 公会計のあり方に関する基本原則、 首相の財政に関する責任、 首相の国会に対する説明責任、 現行財政法の基本原則の明記、 迅速な決算報告の義務</p>	<p>【検討】 公金による私学助成、 財政規律(予算の法形式、単年度主義、均衡原則など)</p>
地方自治	<p>【変更】 分権の推進、理念等の明記</p> <p>【検討】 道州制、 地方の財政自主権保障、 地方の自己責任規定、 補完性の原則、 現行憲法第 95 条の削除</p>	<p>【追加】 補完性の原理、 国と道州の権限配分、 地方自治体に専属的又は優先的立法権を保障、 地方の課税自主権・財政自治権の保障</p>	<p>【検討】 地方自治の自立と責任の原則(特に、財政的自立の明確化が必要との意見が大勢)、 道州制など二層制(連邦制には否定的)</p>
改正手続	<p>【検討】 憲法改正要件の緩和策、 憲法改正国民投票の具体的手続</p>	<p>【変更】 国会議員に発議権帰属、 各議院の総議員の過半数により発議、 各議院の 3 分の 2 以上の賛成があれば、国民投票無しで憲法改正、 重要な改正案件に限定して国民投票義務付け</p>	<p>【検討】 総議員の 3 分の 2 以上の発議という、現行憲法の規定の維持(憲法改正の重要性から妥当との意見が大勢)</p>
最高法規 その他	<p>【変更】 第 11 章「補則」の削除</p> <p>【検討】 領土及び大陸棚等の規定、 国旗及び国歌の規定</p>	<p>【追加】 国際条約の尊重・遵守のための適切な措置を講ずる、 国際人権法の支配を認める表現</p>	<p>【検討】 条約と憲法との関係、 国民の憲法尊重擁護義務(党の論議としては否定的)</p>

(2) 政治家個人

	愛知和男「平成憲法・愛知私案 (第四次改訂)」	鳩山由紀夫「憲法改正試案」	山崎拓「新憲法試案」
前文	<p>【変更】 国民統合の象徴としての天皇、「他者を思いやる精神」、世界に開かれた社会、真正な民主主義社会及び持続可能な社会の実現、国際社会における積極的な役割の実現、21世紀を「平和の世紀」とする</p>	<p>【変更】 議会主義・政党政治の伝統の継承、国際協調と平和主義の発展的継承、人間の尊厳、アジア太平洋地域での経済社会協力及び集団的安全保障制度、自立と共生の精神に基づいた友愛の国づくり、自然環境と国土の保護、補完性の原理の下での地域の自治と自立の尊重、尊厳ある国づくり</p>	<p>【変更】 平和の維持と積極的な国際貢献の遂行、権利は義務を伴う、共生の理念の重視、歴史と伝統、固有の文化及び美しい国土の保護、「道義国家」実現の誓約、憲法の最高法規性</p>
国民主権 天皇	<p>【追加】 元号規定、天皇が国会議長を任命、天皇の準国事行為規定、国民の統治権を明記</p> <p>【変更】 天皇を元首と規定、天皇の象徴規定の内容を改める(日本国の伝統、文化及び国民統合の象徴)</p>	<p>【維持】 象徴天皇制</p> <p>【追加】 主権は国民に存する、女性天皇の容認、天皇の外国訪問等を国事行為と規定</p> <p>【変更】 天皇を元首と規定、国事行為助言主体を内閣から首相に改める</p>	<p>【維持】 象徴天皇制</p> <p>【追加】 主権は国民に存する</p> <p>【変更】 国事行為助言主体を内閣から首相に改める</p>
安全保障 国際貢献	<p>【追加】 世界平和・地球安全保障の理念、国際機構の活動への積極的参画、自衛権の明記、同盟の権利、国防軍の政治不介入、首相の国防軍最高指揮権、国防軍出動の国会承認、国家緊急事態規定</p> <p>【変更】 (【追加】 ~ を実現するための)「国防軍」の保持</p>	<p>【維持】 侵略戦争の否定</p> <p>【追加】 集団的安全保障活動への参加、国際機関への主権移譲、主権の制限、国際法の遵守、首相の自衛軍最高指揮権、自衛軍出動の国会承認、大量破壊兵器不保持、徴兵制禁止、緊急事態規定</p> <p>【変更】 「自衛軍」の保持</p>	<p>【維持】 侵略戦争の否定</p> <p>【追加】 自衛権の明記、首相の陸海空軍指揮権、文民統制、非常事態規定</p> <p>【変更】 主権と独立を守り、国の安全を保つとともに、国際平和の実現に協力するための「陸海空軍」の保持、現行憲法第9条第2項の削除</p>
国民の 権利義務	<p>【追加】 人格権、知る権利、営業の自由、家庭規定、国の家庭尊重保護の責務、障害者・高齢者等への配慮、国の科学・芸術・文化振興、環境権、環境保全責務、国民の法律遵守の責務、国民の国防の責務、非常事態下における国民の協力の責務、国民の公共財保守の責務</p> <p>【変更】 「法の下での平等」を「法の前での平等」に改める、特定の結社の禁止、「公共の福祉」を「公共の利益」に改める、公務員選定・罷免の権利・義務</p>	<p>【追加】 人間の尊厳、国民の投票義務、定住外国人の地方参政権、名誉権、プライバシー権、自己情報コントロール権、情報公開請求権、家族の尊重、子ども・高齢者・障害者の権利、生命倫理規定、環境権、環境保全義務、知的財産権、犯罪被害者の権利</p> <p>【変更】 国の宗教活動の禁止、国の教育保障義務を明記</p>	<p>【追加】 環境権、環境保全義務、名誉権、プライバシー権、知る権利、国の文化保護・育成の義務、営業の自由、行政手続の適正保障、国民の国防義務、国民の法令遵守義務</p> <p>【変更】 「公共の福祉」を「公共の利益」に改める</p>

	愛知和男	鳩山由紀夫	山崎拓
立法行政	<p>【追加】 政党規定、議員の就任宣誓、国会議員取調べのための独立検察官、首相は大臣を統率、首相の代行規定、大臣の就任宣誓、行政情報公開の原則</p> <p>【変更】 一院制国会、国会は「国民代表の府」、常会は年2回、内閣の国会解散権</p>	<p>【追加】 政党規定、少数派の対抗権力強化、首相の国民投票実施権、国会の国民投票要求権、首相の代行規定</p> <p>【変更】 実質的な首相公選制、国会の「国権の最高機関」規定の削除、一院制国会、通年制国会とする、行政権の帰属先を内閣から首相に改める、首相の権限強化、首相による解散権の制限</p>	<p>【追加】 政党規定</p> <p>【変更】 行政権の帰属先を内閣から首相に改める、解散・総辞職は首相の専権事項と規定</p> <p>【検討】 首相公選制</p>
司法	<p>【追加】 憲法裁判所の設置、憲法裁の抽象的違憲審査、憲法裁の具体的違憲審査、軍事裁判所の設置、行政裁判所の設置</p> <p>【変更】 最高裁裁判官の国民審査規定の削除</p>	<p>【追加】 憲法裁判所の設置、憲法裁の条約・法律の違憲審査、憲法裁の国と地方自治体、又は地方自治体間の係争処理、憲法裁の抽象的違憲審査、憲法裁の具体的違憲審査</p> <p>【変更】 最高裁裁判官の国民審査規定の削除、裁判官報酬減額禁止規定の削除</p>	<p>【追加】 憲法裁判所の設置、条約の違憲審査、条例の違憲審査、憲法裁の抽象的違憲審査、法案の事前違憲審査、憲法裁の附随的違憲審査、憲法裁裁判官の国民審査</p> <p>【変更】 特別裁判所禁止規定の削除</p>
財政	<p>【追加】 健全財政規定、継続費規定、予算不成立の場合の措置</p>	<p>【追加】 健全財政義務規定、継続費規定、発生主義に基づく公会計制度</p> <p>【変更】 会計検査院の権限強化</p>	<p>【追加】 健全財政規定</p> <p>【変更】 公金支出禁止対象を宗教団体に限定</p>
地方自治	<p>【追加】 地方自治の原則(国民の福祉の増進)、国家緊急事態時の地方自治停止規定</p>	<p>【追加】 国 - 圏 - 市の地方制度、補完性の原理、国と地方の権限カタログ、国の地方財政調整義務、圏市の憲章制定権、地方自治体の住民投票</p>	<p>【追加】 地方自治体の自立と自己責任の原則、地方自治体の健全財政規定、地方首長の多選禁止</p> <p>【変更】 地方自治の「本旨」を「原則」に改める、法律の「趣旨」の範囲内で条例制定</p>
改正手続	<p>【変更】 改正案の提出権は、内閣又は総議員3分の1以上の国会議員に帰属、各議院3分の2以上の出席かつ3分の2の賛成で成立、若しくは、各議院3分の2以上の出席かつ過半数の賛成で発議し、国民投票で過半数の賛成票があれば成立</p>	<p>【変更】 主権等に関する条項は、総議員の3分の2で発議し、国民投票の有効投票の過半数の賛成で成立、その他の条項は、総議員の過半数で発議し、国民投票の有効投票の過半数の賛成、若しくは総議員の3分の2の賛成で成立</p>	<p>【変更】 国会発議要件は、各議院の総議員の過半数の賛成</p>
最高法規 その他	<p>【追加】 国民の憲法遵守義務、国旗・国歌規定</p>	<p>【追加】 国旗・国歌の規定、公用語規定、「補則」の章(地方制度関連規定の施行準備期間を3年と規定)</p>	<p>【追加】 国民の憲法遵守義務、国旗・国歌規定</p>

(3) 民間団体 - その1

	新しい日本をつくる国民会議 (21世紀臨調)『国の基本法制検討会議・ 第1回～第3回中間報告』	経済同友会憲法問題調査会 「憲法問題調査会意見書」	世界平和研究所「憲法改正試案」
前文		【変更】 日本の各特色を踏まえた「この国のかたち」、日本の「ガバナンス」が立脚する基本原則、国際社会に対する認識と日本の関わり方、並びに世界における日本の立場及び責任、日本の進路、将来像及びビジョン等の要素	【変更】 天皇は国民統合の象徴、独自の文化と固有の民族生活、人類共生の理想の実現、自然との共生・地球環境の保全、自国文化と世界文化の創成への寄与、大日本帝国憲法と日本国憲法の歴史的意義
国民主権 天皇		【維持】 象徴天皇制	【維持】 象徴天皇制 【追加】 主権は国民に存する 【変更】 天皇を元首と規定、国事行為の助言主体を内閣から首相に改める
安全保障 国際貢献	【検討】 集団的自衛権規定、緊急事態規定	【検討】 集団的自衛権行使に関する政府解釈を改める(現行憲法でも集団的自衛権行使などは可能とする立場)	【維持】 侵略戦争の否定 【追加】 防衛軍は、国連や国際協調の枠組みの下での活動に参加できる、首相の防衛軍指揮権、防衛軍の武力行使に対する国会承認、緊急事態規定 【変更】 「防衛軍」の保持
国民の 権利義務	【追加】 知的財産権、環境権、環境保全義務、知る権利、人格権、人間の尊厳規定、家族規定 【変更】 現行憲法第14条の「国民は」を「何人も」に改める(差別禁止対象の拡充) 【検討】 法人の位置付け	【検討】 国民の権利及び義務に関する条項の見直し・改正(たとえば「公共の福祉」という概念を明確にするために、権利の保障及び制限の条件を明記)	【追加】 他者の権利の尊重、投票価値の平等、国民の投票の責務、国の情報開示の責務、国の説明責任、外国人の人権保障、憲法が保障する自由及び権利実現への公務員の努力義務、知的財産権、人格権、プライバシーの保護、家族規定、環境権、環境保全義務、平和・独立を守る責務 【変更】 「公共の福祉」を「公共の利益」に改める、政教分離規定の内容を改める(特定宗教の援助又は圧迫等禁止に限定)

	新しい日本をつくる国民会議	経済同友会	世界平和研究所
立法 行政	<p>【追加】 政党規定、 政党政治家と職業行政官との役割分担を明確化</p> <p>【変更】 参議院による首相指名権の廃止、 参議院の任務の見直し(国と地方公共団体との関係の監視)、 参議院議員の選出方法の見直し(地方公共団体の立場と利益を代表するものから選任)、 法律案再議決要件の緩和、 通年制国会とする</p>	<p>【検討】 二院制の見直し(維持の場合は、両者が明確な役割分担に基づいて、緊張感ある関係を確立する必要がある)</p>	<p>【追加】 政党規定、 衆議院議員の直接選挙規定、 人事案件の参議院優越規定、 少数派の対抗権強化、 首相の国民投票実施権、 首相の代行規定</p> <p>【変更】 国会の「国権の最高機関」規定削除、 法律案再議決要件の緩和、 少数派の国政調査権、 裁判官弾劾手続を改める(参議院に弾劾裁判所、衆議院に訴追委員会を、それぞれ設置)、 行政権の帰属先を内閣から首相に改める、 実質的な首相公選制、 衆議院議員のみ首相就任資格、 首相の衆議院解散権の明記</p>
司法		<p>【検討】 憲法裁判所の設置</p>	<p>【追加】 憲法裁判所の設置、 条約に対する違憲審査、 憲法裁の抽象的違憲審査、 憲法裁の具体的違憲審査</p> <p>【変更】 最高裁裁判官の国民審査規定の削除</p>
財政	<p>【変更】 公金支出禁止規定の見直し</p>		<p>【追加】 健全財政規定、 継続費規定</p> <p>【変更】 公金支出禁止規定の緩和</p>
地方自治		<p>【追加】 中央から地方への権限及び財源の移譲</p>	<p>【追加】 地方自治の基本原則を明記、 課税自主権</p>
改正手続	<p>【変更】 憲法改正の発議は衆議院のみの権能とするか、又は、参議院においては出席議員の過半数の賛成で足りることとする</p>	<p>【検討】 現行の憲法改正要件の見直し又は緩和、 一定の条件下における、国民による改正発議権の容認</p>	<p>【変更】 憲法改正の発議は、各議院の総議員の過半数の賛成に改める</p>
最高法規 その他			<p>【追加】 憲法に反する条約の全部又は一部の無効、 首相の憲法尊重擁護義務</p>

(3) 民間団体 - その2

	「21世紀の日本と憲法」有識者懇談会 (民間憲法臨調)「民間憲法臨調報告書」	日本会議「新憲法の大綱」	日本経済団体連合会 「わが国の基本問題を考える」
前文	【変更】 国家制度の歴史及び諸原理の確認、日本国憲法下での経験への厳密なる吟味と反省の上にたった構想、21世紀を見すえた新しい国家構想	【変更】 古来より天皇と国民が一体となってきた国体、明治以来の立憲主義の精神と歴史を継承発展、国家の一員としての責任を自覚しての新しい国づくり	【検討】 わが国の歴史、文化、伝統などの固有性、独自性を十分に踏まえた国家理念の提示
国民主権 天皇		【追加】 立憲君主国規定、天皇の祭祀・儀礼に関する規定、元首及び象徴の尊厳遵守義務 【変更】 天皇を元首と規定、天皇の象徴規定の内容を改める(日本国の永続性及び日本国民統合の象徴)	
安全保障 国際貢献	【追加】 世界平和への貢献に関する規定 【変更】 「軍隊」の保持、現行憲法第9条第2項の削除	【追加】 首相の国軍最高指揮権、非常事態規定 【変更】 自衛と国際平和のための「国軍」の保持	【維持】 現行憲法第9条第1項 【追加】 集団的自衛権の行使、自衛隊の国際活動への貢献・協力を明確に 【変更】 自衛隊の保持を明確に
国民の 権利義務	【追加】 国家的・公共的利益の確保を前提とする権利・義務の概念 【変更】 わが国の伝統と歴史に基づく政教分離規定の見直し 【検討】 知的創造に関する権利、環境権、環境保全義務、プライバシー権、家族規定	【追加】 情報開示請求権、機密情報保護、プライバシー権、環境権、環境保全義務、国民の遵法義務、国民の国防義務、家族規定、前文の理念に基づく教育、学校教育に関する国家の責任、国土の公共性規定、外国人の権利・義務 【変更】 表現の自由の制限	【検討】 権利と義務、自由と責任が表裏一体であることを再確認

	「21世紀の日本と憲法」有識者懇談会	日本会議	日本経団連
立法 行政	【変更】 法律案再議決要件の緩和、参議院による首相指名権の廃止、裁判官弾劾手続を改める（参議院に弾劾裁判所、衆議院に訴追委員会を、それぞれ設置）	【追加】 政党規定、宗教団体による政治支配の禁止 【変更】 国会の最高機関性の見直し、内閣権限の強化、両院関係の見直し（議員の選出方法、憲法上の権限、運用面）	【変更】 衆議院の役割の見直し、閣僚の議院出席義務の緩和
司法		【追加】 憲法訴訟専門部門を最高裁に設置 【変更】 最高裁裁判官の国民審査規定の削除	【変更】 最高裁による違憲立法審査機能強化（抽象的違憲審査権の付与など）
財政			【追加】 財政規律に関する規定
地方自治		【追加】 地方自治の本旨の定義 【変更】 行政の広域化に対処するための、地方自治体の再編と権限の再配分	【検討】 州制の導入
改正手続	【変更】 発議要件を緩和（各議院の総議員の3分の2以上の出席の下で、出席議員の5分の3以上の議決により国会が発議）	【変更】 衆参両院の総議員の5分の3以上の賛成のみを改正要件、憲法改正国民投票規定の削除	【変更】 憲法改正の要件緩和（特に発議要件）
最高法規 その他			

(3) 民間団体 - その3

	日本・東京商工会議所 「憲法改正についての意見」	PHP総合研究所 「二十一世紀日本国憲法私案」	読売新聞社「憲法改正 2004 年試案」
前文	<p>【維持】 現行憲法の三大原理</p> <p>【変更】 日本人のアイデンティティーを築く、国を思う気持ち及び家族を思う気持ち、歴史・伝統・文化を大切にす、 「国際社会で信頼される日本の実現」を目指す</p>	<p>【変更】 日本国の歴史と伝統の継承発展、国民の憲法遵守義務、 現行憲法前文第1段及び第2段の中で、平和主義に関する一部の表現の削除</p>	<p>【変更】 歴史と伝統の継承、 「個人の自律」及び「相互の協力」の精神、 人間と自然の共生</p>
国民主権 天皇	<p>【維持】 象徴天皇制</p>	<p>【追加】 主権は国民に存する、 天皇が両院議長を任命、 国賓の接遇、文化・芸術の奨励等を国事行為と規定</p> <p>【変更】 天皇を元首と規定、 天皇の象徴規定の内容を改める（国の永続性、統合の象徴等）、 国事行為助言主体を内閣から首相に改める</p>	<p>【追加】 主権は国民に存する</p> <p>【変更】 天皇の象徴性の明確化、 国政関連と見なされる余地のある国事行為をより形式化、 天皇の日本国代表規定（ただし、対外的国事行為のみ）、 皇室典範の「法律」化</p>
安全保障 国際貢献	<p>【追加】 自衛権保持、 国際協力活動に自衛隊の派遣を認める</p> <p>【変更】 戦力の保持</p> <p>【検討】 集団的自衛権</p>	<p>【維持】 侵略戦争の否定</p> <p>【追加】 首相の国軍最高指揮権、 国軍の兵力・編成・予算の国会承認、 国軍の出国・派遣の国会承認、 非常事態規定</p> <p>【変更】 自らの独立と主権を守るとともに、国際社会の平和に寄与するための、「国軍」の保持</p>	<p>【維持】 侵略戦争の否定</p> <p>【追加】 無差別大量破壊兵器の不保持・不使用、 首相の軍隊最高指揮権、 徴兵制禁止、 国際協力の理念を明記、 国際活動への積極的な参加、 軍隊の国外派遣の国会承認、 緊急事態規定</p> <p>【変更】 「自衛のための軍隊」の保持</p>
国民の 権利義務	<p>【追加】 環境権、 プライバシー権、 知る権利、 権利は、国民が果たすべき義務（公共の義務）と並行して存在</p> <p>【変更】 「公共の福祉」を「公共の利益」に改める</p> <p>【検討】 外国人の人権とその限界規定、新しい権利の構築</p>	<p>【追加】 国民の独立・主権防衛の権利・義務、 プライバシー権、 知る権利、 機密情報保護、 環境権、 環境保全義務</p> <p>【変更】 「公共の福祉」を「公共の利益」に改める、 「法の下での平等」を「法の前に平等」に改める、 政教分離規定の内容を改める（一般的知識としての宗教教育を可能、また、地方公共団体等も規定の対象とする）、 私有財産の公共利用に際する「正当な保障」を「相当の保障」に改める</p>	<p>【追加】 人格権、 適正な情報流通の享受権、 個人情報保護、 家族規定、 生命倫理規定、 環境権、 環境保全義務、 知的財産権、 犯罪被害者の権利、 情報開示請求権</p> <p>【変更】 「公共の福祉」を「公共の利益」に改める</p>

	日本・東京商工会議所	PHP総合研究所	読売新聞社
立法行政	【変更】 参議院の位置づけの明確化、参議院議員の選出方法等の改正	【追加】 国会の立法権カタログ、首相以下全大臣の兼職禁止及び報酬の規定、国民の直接投票による首相不信任、首相の代行規定 【変更】 国会の「国権の最高機関」規定削除、国民代表議院（下院）及び州代表議院（上院）で構成する二院制に改める、行政権の帰属先を内閣から首相に改める、首相公選制、首相の国民代表議院解散権の明記	【追加】 政党規定、国会による「国政の適正な運営」規定、内閣による国会の常会召集決定権、人事案件の参議院の優越規定、首相の指導性強化、首相の代行規定 【変更】 国会の「国権の最高機関」規定削除、法律案再議決要件の緩和、裁判官弾劾手続を改める（参議院に弾劾裁判所、衆議院に訴追委員会を、それぞれ設置）、内閣の衆議院解散権の明記、衆議院議員のみ首相就任資格
司法	【検討】 憲法裁判所の設置、最高裁裁判官の国民審査の見直し	【追加】 軍事裁判所の設置、州（地方単位）の司法権の独立 【変更】 最高裁裁判官の任命方法を改める（上院と下院が半数ずつ指名）、10年ごとから6年ごとの最高裁裁判官の国民審査に改める、下級裁裁判官の任命権者について内閣から最高裁の長に改める	【追加】 憲法裁判所の設置、国民の司法参加、条約に対する違憲審査、憲法裁の抽象的違憲審査、憲法裁の具体的違憲審査 【変更】 最高裁裁判官の任期を5年とする、裁判官の報酬減額禁止を「独立を害することとなる報酬の減額」の禁止に改める、最高裁裁判官の国民審査規定の削除
財政		【追加】 効率的かつ持続可能な財政運営義務、複数年度予算の容認 【変更】 会計検査院を国会に設置	【追加】 健全財政義務規定、継続費規定 【変更】 公金支出禁止対象を宗教団体に限定
地方自治	【追加】 国と地方の役割分担、課税自主権を含めた地方分権の推進 【検討】 住民投票の濫用防止規定、道州制	【追加】 国 - 州 - 市の地方制度、州権限カタログ、財政調整会議（全知事で構成）による州間の財政均衡の調整	【追加】 地方自治原則の拡充、地方自治体による財政自主権及び健全財政義務、地方自治体住民による情報開示請求権
改正手続	【検討】 憲法改正の要件を緩和するかどうか	【変更】 憲法の改正は、国会の各議院において、総議員の3分の2以上の賛成で可決、発議権は、各議院の総議員の4分の1以上又は首相に帰属、憲法改正の国民投票規定を削除	【変更】 衆参両院の総議員3分の2以上の出席、出席議員の3分の2以上の賛成の場合、改正案は国民投票を経ずに成立、国民投票は、賛成議員が3分の2に満たないが、過半数に達した場合に限定
最高法規 その他	【追加】 教育のビジョンを明記 【検討】 国旗及び国歌の規定		